

**「中学校における部活動指導員の配置支援事業」
部活動指導員の任用に当たっての留意事項**

職	留意事項	
教諭 (フルタイム)	共通	<ul style="list-style-type: none"> この補助金は、都道府県又は指定都市が、中学校の運動部活動に部活動指導員の配置を行う場合において、その経費の一部を補助し、もって学校教育活動の一層の充実及び教員の働き方改革の実現を図ることを目的としており、また、公立の中学校の設置者が、教員に代わり部活動の指導を行う部活動指導員を配置することを目的とする事業であるため、教諭については、補助金の補助対象外です。
[参考] 補助金外での任用の場合 小学校 高等学校 特別支援学校 教諭（フルタイム）		<ul style="list-style-type: none"> 教師が他校の部活動指導員を兼ね、報酬を得ることについては、当該教師にとって、本来在籍している学校における教師としての指導の充実よりも他校における部活動指導を優先すべき合理的な理由があるのかという点や、他校にとっても、その学校に在籍している教職員よりもその教師の方が部活動指導に適任であるとする合理的な理由があるのかという点等を踏まえ、このような兼職兼業は基本的に想定されていないところであり、十分慎重に判断することが必要です。
[参考] 補助金外での任用の場合 中学校教諭 (フルタイム)	自校	<ul style="list-style-type: none"> 教師が自校の部活動指導員を兼ね、報酬を得ることについては、学校部活動として行う指導は校務分掌として教師が実施するものであるところ、こうした時間も含めて給特法により勤務時間の内外を包括的に評価して教職調整額が支給されていることを踏まえると、部活動指導員として報酬を得て勤務することが給与面で適切であるかどうかという点や、部活動指導員の業務が教師としての勤務時間と連続した形で同一の学校施設内で行われた場合、外形上、勤務の形態は全く変わっていないにもかかわらず、職務とそれに伴う職責が変わってしまい整理が困難であるという点等を踏まえ、このような兼職兼業は基本的に想定されていないところであり、十分慎重に判断することが必要です。
自治体職員 (学校事務職員を含む) ※フルタイム及びパートタイム の会計年度任用職員も含む	他校	<ul style="list-style-type: none"> 教師が他校の部活動指導員を兼ね、報酬を得ることについては、当該教師にとって、本来在籍している学校における教師としての指導の充実よりも他校における部活動指導を優先すべき合理的な理由があるのかという点や、他校にとっても、その学校に在籍している教職員よりもその教師の方が部活動指導に適任であるとする合理的な理由があるのかという点等を踏まえ、このような兼職兼業は基本的に想定されていないところであり、十分慎重に判断することが必要です。
		<ul style="list-style-type: none"> 自治体の職員に対し、同一自治体の別の職務を兼ねさせる場合は「兼職」に該当するため、任命権者の兼業の許可及び職務専念義務の免除は不要です。 一方で、地方公務員法第24条では、職員が他の一般職の職を兼ねた場合は重複給与の支給を禁止していることから、兼職をしたとしても勤務時間に応じて調整し、双方の職に対する給与として支給するか、一方を無給とする必要があります。 いずれにしても、自治体の規則や労務管理上、兼職が認められているのであれば、自治体の職員を部活動指導員として兼職させることは可能であり、中学校においては「中学校における部活動指導員の配置支援事業」の補助対象になります。 同一任命権者の下に置かれる職を兼ねた場合、双方の勤務時間の合計が常勤職員以下であればパートタイム会計年度任用職員、常勤職員と同一であればフルタイム会計年度任用職員としての任用となる点に留意することが必要です。
地方議会議員		<ul style="list-style-type: none"> 非常勤の職員であれば、地方議員と職を兼ねることについて法律上妨げるものはありません。 常勤の職員として勤務する場合、地方自治法第92条の規定により、兼ねることはできません。 また、教育公務員には政治的行為の制限があることや、学校の内外を問わずその地位を利用して特定の政治的立場に立って児童生徒等に接することなどにより、その職の信用を傷つけ、学校教育に対する国民の信頼を損なうこととなる場合は、地公法第33条に抵触する可能性があることに留意することが必要です。
民間企業に従事する者		<ul style="list-style-type: none"> パートタイムの会計年度任用職員として任用することが想定されます。 既に他の事業主（他の任命権者を含む。）に雇用されている者を会計年度任用職員に任用しようとする際は、当該事業所における所定労働時間を把握し、法定労働時間を超えて公務に従事させる場合には、適切に時間外勤務手当に相当する報酬を支給する必要があること等に留意することが必要です。（参照：「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル第2版（R4.12.23一部修正総務省作成）」Q&A問17-5） また、いずれの場合も、職務専念義務や守秘義務、信用失墜行為の禁止等の服務規律が適用されることに留意が必要です。（参照：上記マニュアル Q&A問7-1）